特集Ⅰ

資産承継信託の基本実務

―民事信託の特長を知り資産承継・事業承継信託を活用するために―

弁護士：遠藤 英嗣

目次

1　序章……6
(1)「遺言」偏重時代の終焉か……6
(2)　民事信託は難しいが果たす役割は大きい……7
2　民事信託の特長等を知りこれを最大限に活用するために……9
(1)　民事信託の基礎となる事柄……9
(2)　まず敵（民事信託の短所等）を知ることが大事である……11
(3)　民事信託の特長や利点を知りこれを最大限活用する……14
3　資産承継信託に必要な「正しい信託」と「生きる信託」について……18
(1)　正しい信託とは何か……18
(2)　民事信託にもとめられる「正しい信託」と「生きる信託」……18

1　序章

(1)「遺言」偏重時代の終焉か

平成31年７月施行の改正民法（相続法）により、遺言の絶対的効力が失われることになった。家族法を大事にし、遺言をさらに広めたいと考える筆者にとっては驚きであるとともに、遺言者やその相続人に「遺言さえあれば何とかなります。」という説明が安易にできなくなったことに悔しい思いをしている。

遺言執行の任に当たる相続人などの中には、例えば、事業用不動産につきすべてを事業の継承者である長子に相続させるとの内容の遺言がある場合、遺言者が死亡して相続が開始した後も、その四十九日の法要の後に他の相続人に遺言書を開示しようと考えている人も多いのではなかろうか。しかし、新法では、このような悠長な考えは持てなくなったのである。遺言の執行前に、他の相続人が単独で相続人全員の法定相続分の持分割合の相続登記[*1]を行い、その

[*1] 遺産である不動産については、相続による権利の移転の登記は登記権利者が単独で申請することができる（不動産登記法63②）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

うえでその者の法定持分（割合）を善意の第三者に換価処分しあるいは抵当権等を設定した場合には、遺言に反してなした登記でも有効なものと扱われて当該第三者に対抗できなくなったのである（新民法899の２①）。

これは、預貯金債権等についても同じである。ただし、相続人による遺言執行に関する妨害行為の禁止の定めがあり、これに違反してした行為は無効とされるが、善意の第三者には勝てないのである（新民法1013①②）。

これまで、資産承継等の基本は遺言でと考えていた税理士や法律家は、かかる先がけのおそれのある事例において、あくまでも遺言に固執することは危険であるということはお判りになったのではないかと思う。しかしながら、事業承継のように生前贈与を主体的に考えることも、贈与税の関係で奨励できまい。また、撤回が比較的難しい死因贈与契約を選択することも躊躇されよう。そこで、大事な資産の円滑な承継には、上記のような先がけのおそれがある場合には特に、贈与税の憂いもない民事信託を選択肢の第一に考えなければならないことになったといえる。

要は、資産承継や事業承継の相談業務に関わる税理士等専門家は遺言に固執せず、常に民事信託を考慮し、遺言と同等もしくはそれ以上に顧客に対して説明して奨励することが義務付けられる時代が招来したということである[*2]。

⑵　民事信託は難しいが果たす役割は大きい

イ　民事信託の仕組みは難しい

信託とは、委託者が、自分が有する一定の財産を別扱いとして、信頼できる受託者に託して名義を移転（信託譲渡）し、受託者において、その財産を一定の目的に従って管理活用処分し、その中で託された財産や運用益を特定の受益者に給付しあるいは財産そのものを引き渡し、その目的を達成する法制度であるが、この仕組みの理解が難しい。

民事信託の基本的要件は、この定義の中に一部は含まれているが、後述のように３つの要件があり、それぞれ深い意味合いがある。しかも、信託は、財産の管理制度であるが、単純財産管理制度ではない。信託財産を受託者に移転して委託者本人の相続財産から除外するので、一部相続人による先駆け的な不当な財産の処分を不可能にし、確実に円滑な資産承継が実現できるのである。これが理解が難しい「信託譲渡」という仕組みがなせる業なのである。

そこで、民事信託に取り組む人は、先ずこの難しい制度を理解し、役割の大きいこの制度を確実に活用する必要があると考えている。信託がいかなる法的仕組みなのかは、次で説明するが、これを取り扱う専門職等に理解してほしい事項をまず述べる。

⑴　なじみがない民事信託（民事信託を知る一般の人は皆無であり、簡単には理解を得られない法制度であること）

この制度を正確に知っている国民はま

[*2] なお、このほかにも遺言の脆弱性や陥穽がかなりみられ、この点については、拙著「家族信託契約」（日本加除出版 2017年）61-66頁で具体的に説明している。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

ずいないということである。したがって、これを利用してもらうのに、「信託とは何か」から説明しなければならないが[*3]、これがやっかいである。なぜなら、信託は、わが国にはなじみがないうえ、いささか難しい制度であり、覚えてもらうには時間がかかるということである。

(ロ) 仕組みが難しい信託制度

仕組みもそうであるが、信託法制では、法令の言い回しが難しく、しかも聞きなれない用語も多いので、これを正確に説明するために自ら学ぶことが多いということである。

初めて信託法を学ぶ人には、抵抗がありそうな信託の定義（「信託とは、第３条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的《専らその者の利益を図る目的を除く。》に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいう」という。）（信託法２①）がまずある。

また、資産承継信託では、必ず活用する信託法91条（後継ぎ遺贈型受益者連続信託）の規定の読み方も難しい。そのほか、同法第182条の残余財産の帰属に関する「残余財産受益者」と「帰属権利者」の定めもその一種で、その区別や意味を知るのにはいささか時間がかかる。

(ハ) 財産の名義が変更されること

しかも、信託は、基本的には財産分離による財産管理制度であるので、その財産が信託事務を取り扱う受託者に名義が変更される。

しかし、信託財産は、受託者の固有財産になるわけではなく、受託者の財産から別個独立した特殊な法律関係にある「誰のものでもない財産」（nobody's property）ということになるのである[*4]。この説明も難しい。そこは真摯な説明でクリアーしなければならない。

ロ　民事信託の実務的機能（役割）とこれを実現するための方法

信託には、さまざまな特殊な法的機能があるが、これとは別に民事信託の有する実務的機能を知る必要がある。

(イ) 民事信託の後見的財産管理機能の役割

民事信託の中心は**遺言代用型信託契約**であるが、この信託契約は他の制度では実現できない法制度として重要、かつ、さまざまな役割を果たしており、最大の特徴が後見制度や遺言に代替する役割である。

以下、この実務的機能について説明する。

民事信託（家族信託契約）の機能の特徴の第１は、長期にわたる**後見的財産管理機能**である。家族信託契約は、不動産等資産の信託譲渡を受けて所有者である委託者本人に代わって資産を適正に管理し、資産そのものを守るとともに、これを活用して本人さらにはその家族の生活を護るのである。かかる財産管理の役割を果たす法制度は、任意の財産管理契約もあるが、基本的には成年後見制度であり、中でも任意後見契約を締結して活用

＊3　拙著「新訂 新しい家族信託」（日本加除出版 2016年） 3 - 4 頁参照
＊4　前出＊3 35-36頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

する任意後見制度は財産管理者（任意後見人）を自ら選ぶ点で似ている。任意後見契約は、当事者である委任者本人と任意後見受任者が、公正証書により様式の定められた任意後見契約を締結し、その後本人が判断能力不十分になったときに所定の申立てを行い、本人の財産管理や身上監護の支援や手配を行うというものである。家族信託契約は、まさに同じ後見的財産管理機能を有しており、これを利用するにあたっては任意後見制度に準じて制作等を行うべきものと考えられている。

(ロ)　資産承継機能の役割

民事信託の機能の第２は、遺言に代替する**資産承継機能**である。家族信託契約は、その実は遺言そのもの（遺言代用型信託契約及び遺産分割型信託契約）であり、しかも前述のように相続法の改正により、遺言が絶対的効力を有さなくなったこともあり、信託が遺言を超える役割を果たすことになったといえる。この資産承継の機能を確実に実現するためには、欠陥がない信託条項を備えた契約書を作成し、かつ、争いの少ない公正証書を活用するのが最良の選択と考えられる。

(ハ)　民事信託の大事な役割を公正証書で実現する

家族信託契約においては、設定契約が無効なものであったり、取り消される内容では契約を締結する意味がない。もちろん私人間においても、この内容のチェックは不可能ではないが、ややもすれば厳格性に欠けることもあろう。この点、公証人のチェックは厳格で、無効な契約等については一切公証手続をしないので安心と言える。

資産の承継や財産管理の契約で争われるのは、往々にして委託者や委任者の意思能力である。この点、公証人は、厳格に判断し対応するので、多くの場合これが争われたとしても、意思能力が否定される例は皆無に近い。こうして、公証人の作成する公正証書が、牽強付会ともいうべき理由のない一方的な主張を打ち破ることに手を貸してくれることになる。

２　民事信託の特長等を知りこれを最大限に活用するために

(1)　民事信託の基礎となる事柄

イ　民事信託の基本となるもの

民事信託制度は、私たちの生活や事業を支える広がりのある懐の深い制度である。しかも、民事信託は、基本的な仕組みや信託の本質に反しない限りいかなる組成もできるのである。

本誌春号の特集では、民事信託の基本的な仕組みを構成する信託行為（信託設定行為）をはじめ、信託財産、信託当事者、信託の変更や清算手続、残余財産受益者等について、後掲の各論で紹介することとし、ここでは、民事信託の本質等のほか、信託の目的について触れる。

ロ　民事信託の本質と成立要件

(イ)　民事信託の本質

信託においては、基本的には、資産の信託譲渡とともに、次に説明する受託者に対する信認関係があることが、その制度の本質になっていると考えている。信託の本質について、立法当時は、特定の目的によって拘束がかかっている状態に信託財産を置き、この信託財産の管理を

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

任された受託者が、それをきちっと管理運用して、信託の目的のために当該財産を活用して受益者にこれを享受させるということがまさに信託の本質なのであると説明されていた[*5]。

要は、信託譲渡された信託財産を受託者が誠実に管理運用し、信認義務を尽くすことなのである。

(ロ) 民事信託の成立要件と信認関係

民事信託の基本的要件（**信託成立要件**）は、

❶ 委託者から受託者に特定の財産が移転（信託譲渡）されること

❷ 受託者に特定の目的のために当該財産を管理処分する権限（排他的権利）があること

❸ 受益者と受託者の**信認関係**が確立されていること

が挙げられる。❸の要件は、さらに具体的には、①受託者の権利義務が明確にされていること、②受益者の権利が守られ、受益者保護関係人などが活用されていることである。

❶及び❷の要件は、民事信託は、信じて財産を移転し受益者を護る制度であり、それは、受託者が委託者のあたかも傀儡の代行者として財産の管理等を行うものでもないということである。そして、この財産の移転の結果、受益者と受託者との衡平のとれた信頼関係（信認関係：fiduciary relationship）が確立していることが民事信託の第３の成立要件となる。要は、信託の開始後は受益者と受託者との関係が中心となり、それが衡平（エクイティ）がとれた権利義務関係として確立していることが求められるということである。したがって、信託と言えるためには、この信託の本質ともいうべき信認関係の確立が不可欠であり、受託者に**信認義務**（fiduciary duty：忠実義務やその他の注意義務）を負わせない内容の信託行為、例えば「受託者が自由に何でもできる信託」あるいは反対に「受託者が受益者の言いなりになる信託」は、本来の信託とは言えないのである。

ハ　民事信託は「信託の目的」で動く

(イ) 信託の目的の特定性

信託行為には、「信託の目的」は必ず定めなければならない。しかも具体的に確定した目的でなければならない。それは、受託者がいかなる事務処理を行うべきかを知るとともに、事務処理の限界を確かめることができるからである。

信託の目的は、一方で受益者にとって受益の内容を知る基準となる。民事信託では、受託者は、信託効力発生後、信託行為で定められた信託の目的に拘束され、これを実現するため事務処理をすることになるのだが、受益者からすれば、自分の受けられる当該信託における受益の内容を知ることができるのである。

(ロ) 信託の目的の絶対性

この信託の目的は、受託者にとっては絶対的であり、これと異なる委託者の指示や受益者の要望には応えることができないのである。この目的は、これを定める委託者の意思が受託者の判断で確実に実行されるよう、実現可能なある程度具

[*5] 前出＊３　８頁以下参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

体性のある事務処理の基準、すなわち受託者にとって何を目指していかなる行動をとるべきかの基準になるものでなければならないのである。それは、委託者の希望、願望のようなその達成がほど遠い内容のもの、あるいは「できれば達成してほしい」という程度のものであってはならないのは言うまでもない。

(ハ) 信託の目的の適法性

民事信託は信託の目的によって機能し役割を果たすのである。

信託の目的達成のために機能するものであり、何でもできるという法律行為ではない。この法律行為の中心となる信託の目的は、信託という制度の中で機能するので、信託の本質に違反するものであってはならないのはむろんのこと、これが実現可能でなければならないし、まして違法なもの、あるいは公序良俗に反するものであってはならない。

法は、信託の目的に関する制限規定を置き、制度的に認められない事柄を明らかにしている。信託法10条では、「信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない」と明確に定めているほか、債権者を害することを知ってする詐害目的の信託（信託法11）や脱法目的の信託（同法９）も許容されていない。特に実務で問題になるのが、受託者の利益享受の禁止（信託法８）に抵触する受託者独占受益型信託や租税回避等を目的とする脱法信託である。

このほか、平成30年９月12日東京地裁判決でも指摘された遺留分潜脱のための脱法目的の信託（広義の脱法信託）もその例といえよう。そのほかに、強制執行潜脱の目的の信託や既存の債務を信託財産責任負担債務として債務引受けをしない相続債務不当回避信託も同様に、信託の目的が違法なものとなると考えている。

(2) まず敵（民事信託の短所等）を知ることが大事である

イ 委託者等のすべての考えや希望を実現する制度ではないこと

委託者には、自分の所有でなくなることや受益者の所有にならないことに対する強い抵抗感があるので、これをクリアーする必要がある。

信託では、いったん委託者の財産を受託者に信託すると、その信託財産の運用・管理・処分等の権限は一切受託者に移転する。そこで、このことを依頼者に対して分かりやすく説明し納得を得ることが必要となっている。特に、障害を有する子に少しでも多くの財産を相続させたいという、強い気持ちを持っている親の説得は大切である[*6]。

また、信託はいかなる希望も叶えることのできる奥の深い法制度であるというが、前述のように限界もある。当事者は往々にして貪欲である。特に、受託者は面倒見てやるという立場から自分が何でもできる信託を望む。しかし、信託の企画と制作を担う者がこれにこたえることができない場合が少なくない。その要望を無理に組み込んでも信託が無効になったり、機能不全に陥るだけである。

*6 前出＊3 36頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

ロ　民事信託は成年後見制度と表裏一体の関係にあり、成年後見制度を無視はできない

(イ)　民事信託は成年後見制度を補完するもの

二つの制度は、財産管理の事務を見る限りかなり重複しているが、競合しない部分は信託の事務処理の範疇には入らない。本人（被後見人）の「身上監護（身上保護）」に関する主な事務は、財産管理ではないので、民事信託では担うことはできない。しかも、信託財産になっていない本人の固有財産には本人もしくは成年後見人以外、手は出せないのである。なお、身上監護のために必要な財産の管理等については、民事信託の事務の範疇に入るので、区別は難しい。

(ロ)　信託と同じ財産管理制度である成年後見制度は絶対的制度である

信託を設定するにあたり、成年後見人等とのかかわりを持たせない信託の設定を望む委託者や受託者候補者がいる。「家族信託だけを使い、成年後見制度は使わないようにしたい」という要望であるが、それは法的には認めることはできない。本人が精神上の障害により判断能力が喪失等した場合、本人を代理して契約等を締結できるのは、成年後見人や任意後見人等だけだからである。

民事信託においては、信託の基本に抵触しない限りいかなるスキームでも組み立てられるといわれているが、上記のように成年後見人の権限を全て奪い、また受益者の単独受益権（信託法92）などに関する法定代理権を制限することはできないのである。

信託において成年後見人等が登場するのは、基本的には「受益者」との関係である。委託者については、信託が開始した場合は「かやの外」（一切の権限をはく奪することができる―信託法145）に置くことができるが、受益者については受益者代理人を置いたとしても、成年後見人等はさまざまな権利を持ち、受託者を監視し、注文を付けることになるのである。したがって、信託の組み立てにあたっては、むしろ、成年後見人等との対立構造を極力避けて成年後見制度そのものを尊重し、信託事務に関する年次の報告などは励行するような規定を置きたい。

このように、成年後見制度を知らないと信託の設定は難しいということである。

ハ　本人の全ての財産を信託財産に組み入れることはできない

(イ)　固有財産として残る公的年金

公的年金など固有財産は自動的に信託財産に組み入れることはできない。

そもそも公的年金は、本人名義以外の口座には振り込みはなされず、必ずいったんは本人の固有財産となる。したがって、受託者が、この固有財産に手をのばして年金預金を引き出し自分名義の信託口座に自ら移動することはできない。一方、任意後見人は、固有財産である年金などを信託財産に追加信託はできないのである。家族信託契約は、基本は遺言代用信託であるところ、遺言については、「遺言者自身で意思表示すべき（遺言書を作成すべき）ところを契約のように代理人に意思表示させては、遺言書は作れ

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

ない」[*7]ので、後見人（代理人）が遺言にかかわることになる追加信託はできないとされるのである。

(ロ) 分別管理が難しい財産

全財産を信託財産に組み込むことは、受託者の能力を超えるのでできない。

受託者は、信託財産につき分別管理義務を負い、かつ、善管注意義務を負う。これが、委託者の手持ち現金、什器備品や身の回りのさまざまな品々も信託財産となった場合、信託財産目録の作成と現物の突合などをはじめ、分別管理義務や善管注意義務は免除されることはないので[*8]、いつ義務違反を追及されるか分からないのである。要は、すべての財産を信託財産にするというのは現実的でないということである。

(ハ) 信託契約にあっても遺言は必要である

このように本人の固有財産については、信託の射程外となり、相続時には遺言が不可欠となるのである。なお、遺言事項は法定されており、その中には財産管理や承継に関する事柄でないものも少なくないうえ、遺留分減殺請求に対しての「代償金による支払い」の定めも可能となる。しかも、未成年後見人の指定、子の認知などの身分行為などに関する遺言もできるのである。

二　信託設定者（創造者）を悩ませる複雑な税制度があること

(イ) 信託は税務が特異であるうえ課税の仕組み（税制）そのものも難解である

信託における課税は、受託者は導管にすぎず受益者が財産（負債を含む。）を有しているとみなされる（導管課税―パス・スルー課税）。受益者は、財産を自由に活用、処分等ができないのにもかかわらず、租税法上、受益者が信託財産にかかる受益権を得ることから、財産を取得したものとみなされるのである。このため、ときには受益者は契約当事者にはならないにもかかわらず、課税の対象にされる。このためスキームの設定を間違うと予想しない贈与税等が課税されることがあり、しかも、課税の対象が受益者に限定されるわけではない。中には、受益者が存在しないとされる信託も登場し、受益者がいない場合などは受託者に課税される仕組みになるが、それだけではない。「みなし受益者課税」や「みなし法人税課税」がある。

(ロ) 信託はそれ自体に節税効果はない

そのうえ、信託にとって原則優遇な税制は今のところない。課税逃れを回避するため、信託については「投網をかける課税」を敷いている。このため、信託は税務を知らないと企画（プロデュース）と制作（カスタマイズ）はできないことをしっかり頭に叩き込むことが必要である。

(ハ) 信託税制は特殊な信託の仕組みほど複雑である

本特集の各論（「**信託税制の概要**」や「**信託の活用例**」）では、信託税制を判りやすく説明することに努めることにしている。しかし、それだけではない。多く

[*7] 満田忠彦ほか「遺言モデル文例と実務解説」（青林書院　2015年）３頁　参照
[*8] 道垣内弘人「条解信託法」（弘文堂2017年）283頁、寺本昌広「逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕」（商事法務　2008年）113頁　参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

の実務家が悩んでいる、信託終了時の債務控除の問題、信託の債務超過にかかる債務控除の問題、受益権複層化信託における受益権の評価や課税関係、その他信託と登録免許税の問題などを可能な限り取り上げることとしている。

⑶　民事信託の特長や利点を知りこれを最大限活用する

民事信託の特長は、数多ある。公益財団法人公益法人協会の星田寛氏は、主な「民事信託の特長」について、①（法人格がなくても）委託者が死亡しても継続して長期にわたる財産管理機能がある、②（詐害行為でない場合）委託者の債権者は差押えできない倒産隔離機能がある、③（所定の義務を果たしていれば）受託者の債権者も差押えできない倒産隔離機能がある、④財産の後継ぎ遺贈に類似の行為、民法（遺産分割・遺贈等）ではできない行為ができる、⑤相続手続が回避できることなどを上げている[*9]。

以下、筆者の考えている民事信託の利点など特長を説明し、これが資産承継信託の重要な要素になっていることを説明する。

イ　成年後見制度や遺言制度の欠陥やできないこと（いわゆる「隙間」）を埋める仕組みであること

民事信託は、成年後見制度や遺言制度では達成できない「隙間」を埋める仕組みである。

これをまとめてみると、次のとおりである。

⑴　信託は委託者の考えを、意思能力を失った後も本人の希望を確実に長期にわたって実現できること

これは、信託が有する「長期管理機能」（狭義）によって達成するものである。信託では、委託者が「信託の目的」を定め、自分の生存中から、死亡時、そして死亡後までその意思が達成できるように組み立てができる。その代表的なスキームが「家産承継信託」や「親なき後支援信託」である。数十年にわたり、委託者の考え・希望を確実に実現できる仕組みとなる。

⑵　信託は最適な財産管理方法の一つであり、確実な財産承継方法となること

資産の確実な承継は、確かな財産管理に始まる。信託は、その「確かな財産管理方法」である。信託では、受託者において、委託者が生存中その判断能力を喪失したとしても、また死亡したとしてもしっかり託された財産を管理するだけでなく、たとえ管理者である受託者が死亡しても、後継の受託者に財産の管理権が移転して確実に財産管理を継続することができる仕組みとなっている。信託財産は、形式的ではあるがいったん受託者名義にはなるものの、条件が成就すれば、後継の受益者に受益権が移転し、また残余財産受益者等に信託財産が給付（引き渡し）されて、確実円滑な財産承継でき、相続のように、遺産分割協議は全く不要なのである。

ロ　成年後見制度とは異なり幅広い運用及び活用ができる

⑴　財産の幅広い活用や運用ができること

---

*9　平川忠雄監修「民事信託実務ハンドブック」（日本法令　2016年）19頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

成年後見制度では本人の財産は本人のためにしか利用できないが、家族信託では本人の財産を本人だけでなく、親族等のためにも活用処分できることである。

民事信託は、本人の意思に従って財産の管理運用や活用、そして処分ができ、これが意思能力を失った後も本人のために家族のために達成できるのである。成年後見制度は、本来本人の最善の福祉を確保する、そのために本人の意思を尊重する、本人の残有能力を活用する、そしてノーマライゼーション（普通の生活）を確保してやるというのが理念であるが、実務ではこれが無視されつつある。しかも、成年後見制度と民事信託とは、さまざまな点で大きく異なる。

(ロ) 家族のためにも活用できること

後見人の事務処理は、基本は財産の保存と管理で、財産の運用や枠を超えた活用はできない。しかし、民事信託では、幅広く運用や活用ができ、信託条項に定められていればリスクの少ない金融商品の運用も可能である。しかも、「後見制度支援信託制度」による金融資産のいわゆる塩漬けも回避できる。

成年後見制度（後見類型）をみると実務では、後見制度支援信託制度が多用され、本人の金銭等金融資産を本人のために、あるいは家族のために本人の望みどおり活用できない。

(ハ) 民事信託では自由にスキームが設定できること

信託には一定の枠組みはあるものの、信託の目的の範囲であれば、自由に３種類の中から信託行為（契約・遺言・自己信託）が選択でき、財産を運用し家族のためにも活用ができる。つまり、その枠組み（基本ルール）を守る限り創造するスキームは無限の広がりがあり、また内容は契約などでかなり自由に柔軟な設定ができ、これにより成年後見制度や遺言制度の欠陥やできないことを補うことが可能となる。

ハ　信託には遺言ではできないさまざまな利点がある

冒頭で説明した遺言の相対的効力を補完することのほか、利点を挙げればきりがない。

○　信託契約は一方当事者による恣意的な解約はできないが、遺言の場合、思い付きで大事な遺言を安易に撤回したり、病弱な高齢者の囲い込みによるいわゆる「悪魔の甘いささやき」による遺言ができてしまう[*10]。

○　遺言では相続人の合意（遺産分割協議）で本人の遺志が反故にされるが、信託契約はこのようなことはあり得ない。相続人らが遺産分割協議をすれば、被相続人の遺言があっても遺産等の配分はその合意が有効となるのである。

○　遺言は成年後見人により無効にされることがある。

ニ 「相続対策」の仕組みとして活用できる

一般に、相続対策といわれるのは、①相続税・贈与税対策、②納税資金対策、③遺

*10 拙文（NIKKEI STYLE「『悪魔のささやき』で取り消される　遺言の弱点」）
参考URL：https://style.nikkei.com/article/DGXMZO96234140Y6A110C1000000?channel=DF280120166585

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

産分割対策の３つである。それは、信託は、スキームによっては、合理的な節税（相続税）対策として活用できるし、また、相続税の納付金を用意し、さらに相続人間でいわゆる「争族」が極力起こらないようにする対策も可能なのである。信託と相続対策というときは、多くは相続財産（信託財産）の帰属等のことで「争族」をなくすことになろうが、家族信託は相続税対策（スキームは難しいが、暦年贈与の手法も可能となる場合がある。）にも力を発揮することになる。

(イ) 確かな資産管理による円滑な資産承継が可能であること

民事信託は、委託者本人の死亡後、あるいは受益者の死亡後、信託終了時に信託財産を取得する者を指定し、この者に確実に、かつ、円滑に資産を承継できる仕組みである。しかも、遺産分割という手続も不要である。

(ロ) 民法ではできない「後継ぎ遺贈」ができること

親なき後支援信託での活用が、最も典型的な事例であるが、もちろんこれに限らない。

(ハ) さまざまな形で「受益者連続」の定めができること

① 遺留分の問題を別にすれば自由に受益者を指定できる。

② この者が先に死亡した場合には予備的定めも自由自在にできる。

③ 受益者連続の承継取得の形態を選択できる。

この場合の受益権取得の形態が「継伝的承継」（相続と同じような承継）の場合と、信託法91条の「受益権の消滅と新たな取得」の場合があり、それぞれの長所を生かした信託の設定ができる。すなわち、前者の継伝的承継にあっては同法91条のいわゆる「30年ルール」の適用がないとの考え方もできる（筆者は、準用されるとの考え方を採用している）、一方後者の「受益権の消滅と新たな取得」の場合は第二次相続以降遺留分の問題が生じないと考えられている。

④ 好ましいかどうかは別として、「永久信託」の選択も可能であること

これは「継伝的承継信託」の場合と、同法91条の「30年ルール」が適用される場合でも次の受益者が法人のときは永久信託が実現可能となる。

(ニ) 受益権の複層化ができること

「受益権の複層化」という仕組みを使い、さまざまなバリエーションの信託のスキームを組み立てることができる。

受益権の複層化については、次に説明する「遺留分が請求できない信託」の例もその一つであるが、具体的な事例は他の項目で紹介したところである。

ホ　遺留分請求を例外的に遮断できる事例があること

① 信託受益権の複層化（「収益受益権」と「元本受益権」との組み合わせ）を活用するもの[*11]。

② 信託法91条を活用する後継ぎ遺贈型受益者連続信託について、委託者兼当初受託者死亡時（第一次相続時）は、相続人に遺留分の問題が生じるので、第二次受

[*11] 前出＊３ 文例９：482頁以下参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

益者については①の受益権の複層化を活用して後継者のみに元本受益権を取得させ、信託不動産の所有者名義を複数にしないこともできる[*12]。

ヘ　受益者を必要に応じて変更できる仕組みがあること

課税の問題があるので多用すべきではないが、事業承継信託などでは、受益者変更権（信託法89）の活用は有用である。例えば、後継者をＡと定めた事業承継信託において、その後Ａが適任者ではないことが判明した場合、臨機応変に変更が可能となる。

ト　信託財産は「倒産隔離機能」がある「誰のものでもない財産」となること

信託には、「倒産隔離機能」がある。

まず、委託者の債権者との関係では、債権者は、原則として信託財産に対して強制執行などはできない。また、受託者の債権者は、原則としてその信託財産に対して強制執行などを行うことはできず、受託者が破産しても信託財産はその破産財団に組み込まれることはない。これは、委託者が信託を設定したとしても信託財産は受託者名義になっており、もはや委託者の財産ではないし、また受託者の固有財産でもないからである。

チ　不動産の共有は避けられること

不動産の共有は、「紛争の母」と言われているが、共有不動産は、共有者間に確執があると当該不動産の有効活用ができなくなるばかりでなく、共有者全員の同意・協力なしに換価処分等ができず、その価値が活かされないことが少なくない。信託では、「委託者複数の信託」が設定可能であり、民法では禁止されている共同遺言を委託者複数の遺言代用型信託として実質的に実現できる。これにより、共有不動産を一人の意思で管理活用できるのである。

このように、信託では、共有という概念がなく不動産の分割というおそれも少ない。しかし、複数の者が受益権を有することから、複数受益者間での考え方の調整は必要であるが、この場合も「受益者代理人」という特殊な代理人を登場させて調整させることができる。

リ　受託者の権限濫用のおそれはあるが、受益者保護関係人をはじめ複数の信託関係人を登場させることでかなり防止できること

成年後見制度では、後見人の本人財産の使い込みなどの不正事案が目立っている。民事信託はどうかというと、もちろんその可能性は否定できない。そこで、信託法では、受益者保護関係人として「信託監督人」や「受益者代理人」の定めを置いている。しかも、実務では専門職の「信託事務代行者」（信託法28）を置くこともできる[*13]。

これらの受益者保護関係人等は、信託の設定に当たり定めることになる（ただし、信託監督人は設定後も可能）のだが、成年後見制度とは異なり自由な発想で、受託者の監視監督者として弁護士や司法書士、税理士等専門職を選任して受託者の不正や権限濫用を防止できることになる。

---

*12　前出＊３　文例10：493頁以下参照
*13　前出＊２　54頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

3 資産承継信託に必要な「正しい信託」と「生きる信託」について

⑴ 正しい信託とは何か

イ 問題提起

筆者においても、資産承継信託を数多く手掛けているが、一家族の資産（家産）の継承者に財産を集中して承継させるため、他の相続人の遺留分を侵害することが少なくない。このため、資産承継信託にあっては特に、当然のごとく遺留分問題については十分配意しなければならない[*14]。配偶者をはじめ相続人全員が第一次後継受益者、さらには第二次後継受益者への家産の承継を了承している場合でも、当該相続人（一人でも）につき成年後見が開始したときは、当然のごとく遺留分請求をなされるので、かかる事象に備えて同時に作成する遺言公正証書の中で遺留分の問題を解決することは不可欠といえる。

民事信託にあっては、信託が、無効であったり途中で取り消されたのでは、委託者の考えた目的を達成できず、信託が無に帰す。民事信託の場合は、上記の遺留分の問題はかなりシビアである。もちろん遺留分の問題だけではない。民事信託にあっては、常に正しい信託とつながる生きる信託が求められるのである。

ロ 平成30年９月12日の東京地裁判決の意義

平成30年９月12日、東京地裁において、一家族の資産（家産）の承継にかかわる信託契約につき、その一部が遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効であるとの判決があった。この判決の事例は、資産（家産）承継の方法の一つとして死因贈与契約や信託契約が選択されているが、その信託の組立て方等を見ると、民事信託でも相談例も多い、いわゆる「資産承継信託（契約）」の例である。資産承継信託は、一家族の大事な資産である不動産等（家産）を、その家族の中で次に家産を守る者としてふさわしい、いわゆる跡継ぎに順次円滑に承継することを目的とし、当然に受益者が連続する。しかも、信託法91条の後継ぎ遺贈型受益者連続の特例の規定が利用されて、先の受益者が死亡した場合には、その者の有する受益権が消滅し、次の受益者が新たな受益権を取得するという特殊な信託の仕組みが活用されている。

この仕組みが盛り込まれた信託契約の一部が遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効であると判断されたのである。この判決に対しては、当事者が控訴しているが、当該判決が家族民事信託を組成する者に対して大きな警鐘を鳴らしたことは間違いない。

⑵ 民事信託にもとめられる「正しい信託」と「生きる信託」

イ 正しい信託と基本ルール

民事信託にあっては、これを法が許容する枠組み（基本ルール）を守り、しかもそれが目的に従って機能するよう「企画」と「制作」することが最も重要である。

これが「正しい信託」の基本である。

---

*14 前出＊２ 115頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません

「正しい信託」については、「法律、その他信託の基本的ルールを守り、公序良俗に反しない社会的にも認められる委託者の希望を叶える長期間機能する家族信託のこと」と定義づけられよう。最初に、信託スキームを考え確実に機能する内容の信託行為という形にすることに最大の力を傾注しなければならない。これを怠れば、信託は最初から、あるいは途中でとん挫してしまう。その最も典型的な例は、資産承継信託でありながら信託財産に金銭等金融資産がない場合であるが、この場合には信託の登記すらできないおそれがある。また、後継の受益者に相続税対策がなされていないため、負担できない相続税等のために信託の目的を達成できず水泡に帰してしまうこともある。

ロ 「生きる信託」は正しい信託の積み重ねである

民事信託は、長期にわたる法律行為であり、信託商品という箱にクライアントの要望を詰め込めばよいというものではない。

一つ一つ品定めをし、それが必要なパーツか、組み立て順序は間違いないか、漏れているパーツはないか、そしてそれが連動するかどうかなどをしっかり確認して、それを世に出すのである。もちろん、検査検認者（税務等の問題はないかの確認など）が必要な信託も少なくない。この連動するかの想像力が「生きる信託」の源となるのである。この組立てが難しく、制作が中途半端になってしまうおそれもある。

ハ 「生きる繋がる信託」の基本は信託関係人の予備的定めである

民事信託は、往々にして信託期間が長い。受益者が連続する資産承継信託は、50年、いや100年近いものもあろう。その間、受益者以外の信託関係人が死亡しあるいは身体的機能や精神的機能が低下して信託関係事務を処理することができない状態になるのは当然のこととされよう。そこで必要なのが、①受託者と後継受託者、②当初受益者と後継の受益者、③第一次受益者保護関係人と予備的保護関係人、④残余財産受益者や帰属権利者である。「人は年齢順に死亡はしない」ということを常に忘れてはならないのである。

ニ 「生きる信託」の実現には信託当事者の地位の承継（相続）を考える必要がある

複雑な信託を分かりやすく組み立てるには、信託当事者が輻輳することを極力避けることである。受託者の単独化（二人の船頭はいらない）は絶対的であるが、委託者はもちろん受益者も意思統一が難しい数では民事信託は機能しない。特に、委託者の地位の承継は避けることが大事である[*15]。

[*15] 拙著「家族信託への招待～委託者の地位は相続により承継しない（その２）～」（信託フォーラム 2018年10月号）参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません